

茨労委令和2年（不）第2号事件 命令要旨

1 当事者

申立人 X組合
同組合員 X2
被申立人 Y株式会社

2 事案の概要

本件は、Y株式会社が、LINEを使用して社内の友人に組合（X組合）への加入を勧誘するメッセージ（以下「本件メッセージ」）を送信したX2に対して減給の懲戒処分（以下「本件処分」という。）をしたこと、また、団体交渉において、組合員の人事評価について不十分な説明を行ったことや、組合員の配置転換に関する文書回答要求に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済が申し立てられた事件である。

さらに、Y株式会社取締役の会議での発言や管理職等へのメール送信が不当労働行為であるとして、請求する救済の内容が追加されたものである。

3 請求する救済の内容（要旨）

- (1) 本件処分の撤回と減給額3,500円のX2への支払
- (2) 組合加入の勧誘行為に干渉することによる組合の結成・運営への支配介入の禁止
- (3) 本件処分による組合の運営への支配介入の禁止
- (4) 団体交渉での組合の要求事項に対する書面提示など具体的かつ明確な説明と誠実な対応
- (5) 組合所属に関する調査、組合脱退工作、組合員に対する無視、退職勧奨等不利益を課すことによる組合存立・運営への支配介入の禁止
- (6) 陳謝文の本社及び各営業所の正面玄関への掲示と申立人らへの手交
- (7) 当委員会への文書による履行報告

4 命令の主文

- (1) 被申立人は、X2に対する本件処分を取り消すとともに、同人に対し、本件処分による減額分3,500円を支払わなければならない。
- (2) 被申立人は、組合員による従業員に対する組合への加入勧誘行為に干渉することにより、組合の結成・運営に支配介入してはならない。
- (3) 被申立人は、組合所属に関する調査、組合脱退工作、組合員に対する無視、退職勧奨等不利益を課すことにより、組合の存立・運営に支配介入してはならない。
- (4) 被申立人は、本命令書受領の日から7日以内に、不当労働行為を繰り返さない旨記載した文書を申立人らに交付するとともに、同一内容の文書を55cm×80cm（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書で明瞭に記載し、被申立人本社及び各営業所の正面玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。
- (5) 被申立人は、第1項及び前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- (6) その余の申立てを棄却する。

5 当委員会の判断（要旨）

（1）本件メッセージの送信は、組合への加入勧誘を行う目的でなされたものであり、その内容が事実と反している部分があるが、X 2に殊更虚偽の事実を送信したとの認識がなく、被申立人の信用・信頼を失墜させようとしたとの証拠もない。加えて、本件メッセージが拡散した事実は認められない。また、本件処分は懲戒処分としては重過ぎると判断せざるを得ず、懲戒処分としての相当性を欠く。

これらのことから、本件処分は、X 2に対する不利益取扱いに当たる。

（2）本件処分がなされることは、組合員はもちろん、従業員が組合への加入や何らかの関与を行った場合には、本件処分のような懲戒処分等がなされるおそれを抱かせ、ひいては、従業員の組合への不加入、組合員の脱退などの組合の活動・運営を阻害するおそれがある。

よって、本件処分は、組合員による従業員に対する組合への加入勧誘行為に干渉するものであり、組合に対する支配介入に当たる。

（3）組合員の人事評価の理由について、被申立人側の説明は、文書ではなく口頭のみであるが、理解は困難なものとはまでは言えない。被申立人は、文書回答の要求には応じていないが、組合に対し、被申立人の説明について、受け入れられない点とその理由を具体的に示すよう求めていることから、被申立人の対応を不誠実とすることはできない。

また、被申立人は、団体交渉当日、人事評価表のみを交付し、それに基づく説明を行っていないが、組合側が、納得できない部分を提出すると述べたことを契機に、被申立人側においても、それに応じたことからすれば、当事者双方は、今後も協議が継続するとの確認をしたと言ふべきである。

したがって、被申立人が人事評価表のみを交付し、かつ、それに基づく説明が行われなかったことをもって、不誠実とすることはできない。

（4）組合員の配置転換について、団体交渉において、組合からは質問もなく、被申立人から、要求を維持するならば受け入れられない点とその理由を示すよう求められていることに対し、書面回答がなされた事実のほうがえない。また、被申立人側の説明は、文書ではなく口頭のみであるが、理解は困難なものとはまでは言えない。

したがって、被申立人の配置転換に係る対応が、不誠実とすることはできない。

（5）被申立人取締役が「労働組合は悪質だ」、「組合をやめるか、会社をやめるか」などと明確に発言した事実までは認定できず、当該発言が支配介入に当たる旨の主張は認容できない。

（6）被申立人代表取締役による文書配付及び被申立人取締役によるメール送信については、被申立人は、事実であり、支配介入であることを争うものではないとしていることから、当該各行為は支配介入である。